

## 契約事務規程

1996年6月1日 制定

(目的)

第1条 本連盟が締結する売買、貸借、請負その他の契約、発注に関する事務の取扱に関しては別に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

(( 事会議決による発注 )

第2条 1件予定価格が1,000万円を越える場合には、二者以上の見積書により、理事会の議決を経て、契約書を締結して発注する。

( 専務理事決裁による発注 )

第3条 1件定額が100万円を越え、1,000万円以下の場合には二者以上の見積書により、専務理事決裁を経て発注する。

( 総務本部長決裁による発注 )

第4条 1件予定額が100万円以下の場合には総務本部長の決裁を経て発注又は購入する。

( 収入の原因となる契約等 )

第5条 1件の予定価格が、100万円を越える物品の売却等は二者以上の見積書により、理事会の議決を得なければならない。

( 総務本部長決裁による売却等 )

第6条 1件予定価格が100万円以下の物品の売却等は二者以上の見積書により、総務本部長の決裁を得なければならない。

( 規程の改廃 )

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決による。